

郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金 令和 6 年度の主な変更点

- 1 自家消費型事業用太陽光発電システムの申請で必要としていた以下の書類が不要となりました。

(1) 設備を設置した場所の土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
法務局発効後 3 か月以内の証明書に限る。土地及び建物の所有者が申請者と異なる場合は、土地及び建物の確保が確認できる書類（賃借契約書等）を添付すること。

(2) 電力需給契約確認書又は電力需給契約書の写し

(3) 設備を設置した場所の地図・図面（設置場所と土地利用状況及び周辺建築物との位置関係や設置状況がわかる図面や写真、地図等）

(4) 本補助金以外の補助金の交付を受ける場合は、その交付決定通知書の写し

(5) 土地及び建物の所有者が申請者と異なる場合又は共有の場合は、郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金に係る設置承諾書（第 5 号様式）

(6) 申請者の定款または寄付行為

- 2 自家消費型事業用太陽光発電システムの申請で必要としていた以下の書類の内容が変更となりました。

補助金の振込先金融機関とする申請事業者名義の通帳の写し等

変更前（令和 5 年度）

補助金の振込先金融機関とする申請事業者名義の通帳の写し等（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの） ※通帳が無い場合は、金融機関が発行する口座証明書等、口座内容を印刷したもの

変更後（令和 6 年度）

補助金の振込先金融機関とする申請事業者名義の通帳の写し等（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの）

- 3 自家消費型事業用太陽光発電システムの申請で新たに以下の書類が必要となりました。

事業所を新築した者は、建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し

※法務局発効後 3 か月以内の証明書に限る。

- 4 申請様式等ダウンロードの補助金案内チラシ、交付申請書等様式、記載例、補助金交付要綱、主な変更点を令和 6 年度のものに差し替えました。

その他詳細につきましてはチラシ・要綱等を御確認ください。